

マイナンバー制度の最近の動向について

平成27年4月28日

総務省自治行政局住民制度課課長補佐
内海 隆明

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

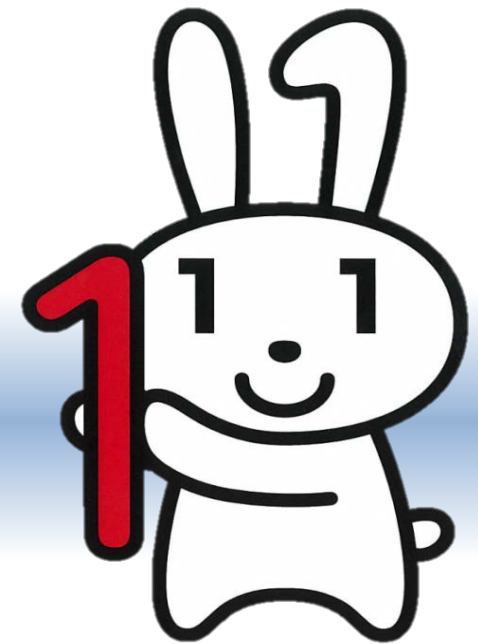
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・ 住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・ 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・ 法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、
どなたでも自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・ 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合
を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害 対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

など

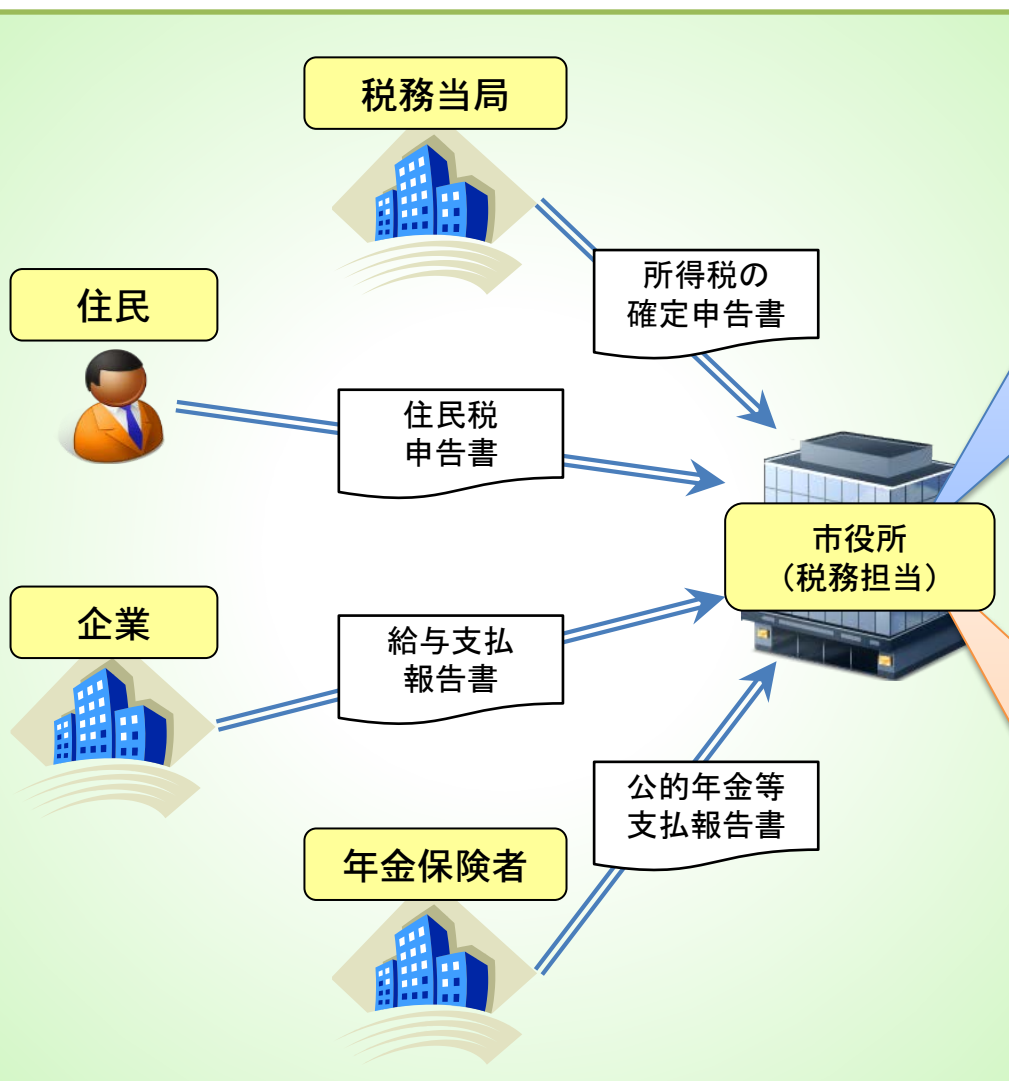
- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

税分野における番号の利用例

市役所が個人住民税の賦課計算を行う場合に、納税者の所得情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所・生年月日」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中で引っ越しを行った者がいたり、**同一人であることを識別に手間がかかり**、正確かつ効率的な名寄せが困難。



番号導入

今後

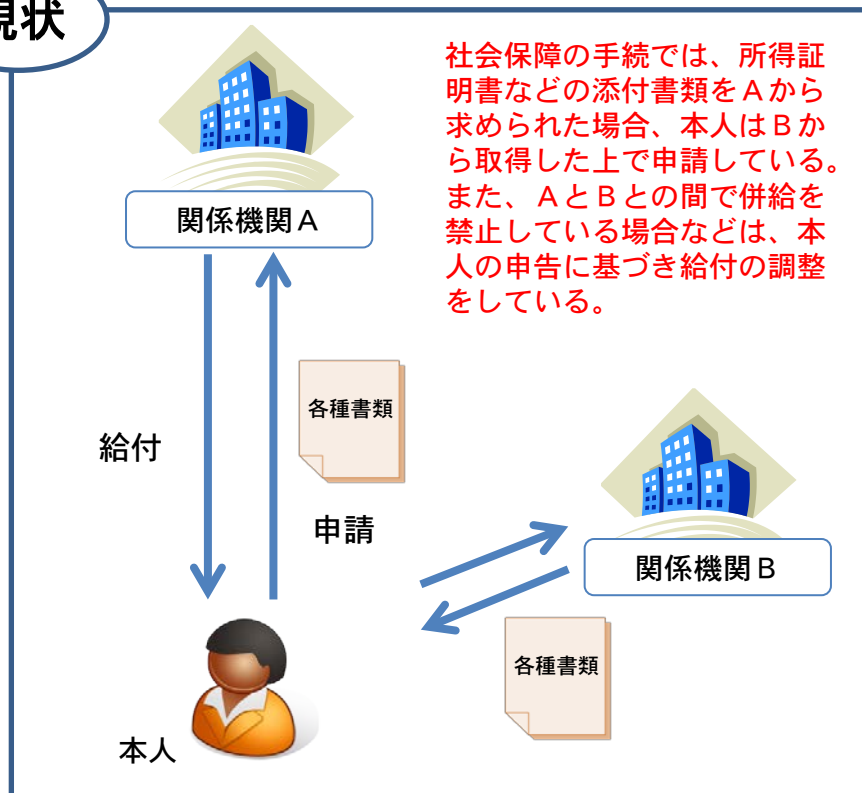
各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、**同一人であることを確実に識別することができる**ので、正確かつ効率的な名寄せが可能。

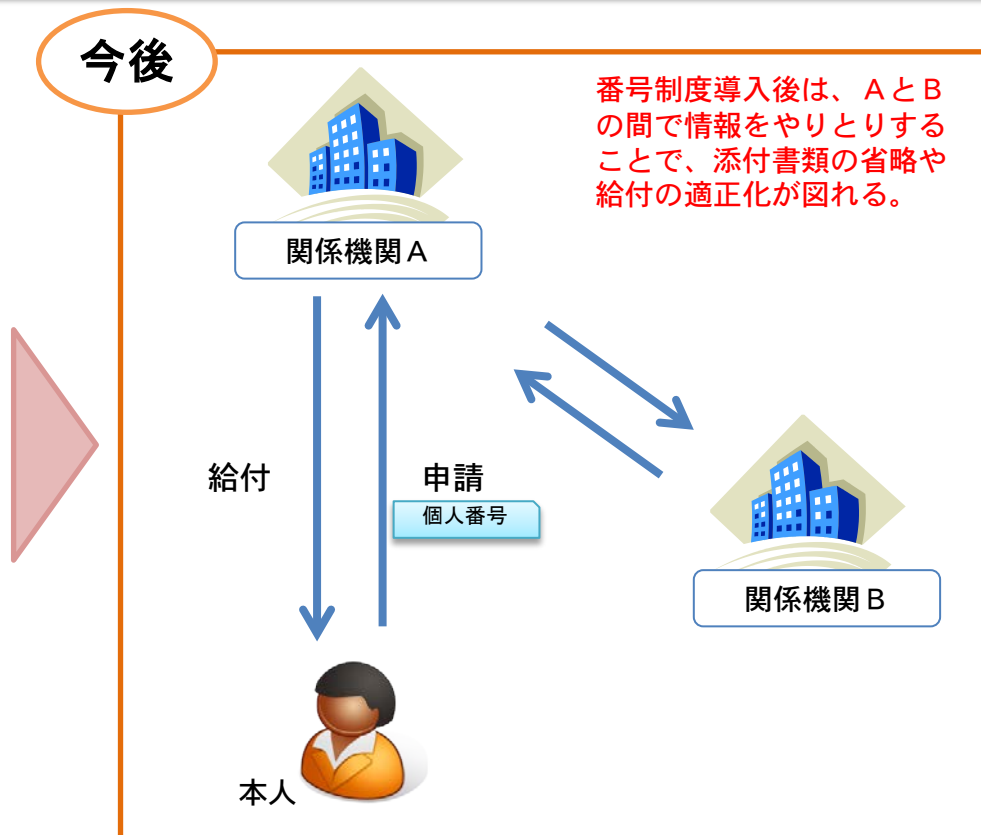


社会保障分野における番号の利用例

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について（案）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10～	付番・通知	
				H28.1～	個人番号利用、個人番号カード交付
					H29.1～
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構（指定情報処理機関）	機構		
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報（住民票コード）の提供		本人確認情報（個人番号）の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構（指定認証機関）	機構		
	電子署名		電子署名・電子利用者証明		
			検証者の民間拡大		

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



2015年
(H27年)

(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度

個人番号の通知
法人番号の
通知・公表

個人番号カードの交付

個人番号の利用開始

マイナポータル
運用開始

事業者の対応

制度開始に向けた準備
(社内規程の見直し、システム対応、
安全管理措置 等)

従業員の個人番号カード
交付申請取りまとめが可能

- 【番号の取得・本人確認、調書の作成など
早期に番号が必要となる場面の例】
- ・年始に雇う短期アルバイトへの報酬
 - ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
 - ・3月の退職
 - ・4月の新規採用
 - ・中途退職

従業員等の
番号取得
開始可能

申請書・申告書・調書等
順次番号記載開始
(※厚生年金・健康保険は、
平成29年1月～)

従業員研修等

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

個人番号
1234・・・

個人番号の提示



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

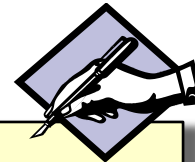
民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**個人番号**
を記載し、行政機関等に
提出します。



支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **個人番号** 1234・・・
氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届(イ
メージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678・・	難波 一郎	25.4.1
9876・・	難波 花子	25.4.1

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報が漏えいするのではないか？個人情報が悪用されるのではないか？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報
社会への対応

諸外国の問題点
を踏まえた制度

広報による番号
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を
踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第54条）
- 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（番号法附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
 - 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
 - アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
 - 個人情報及び通信の暗号化を実施
 - 公的個人認証の活用
 - 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）
- 等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

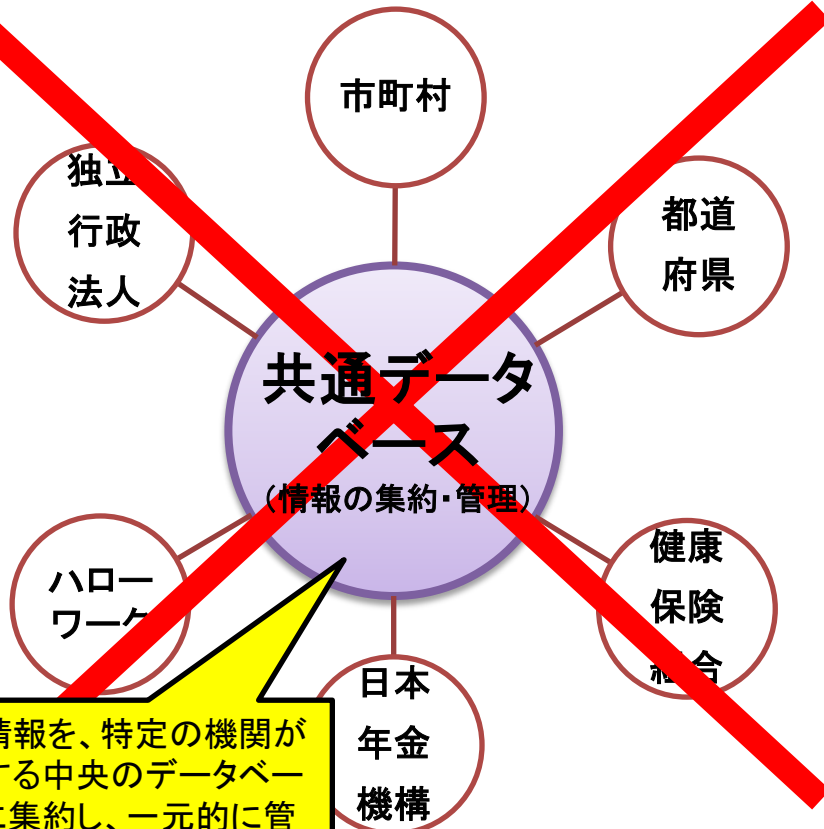
- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

個人情報管理の方法について

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

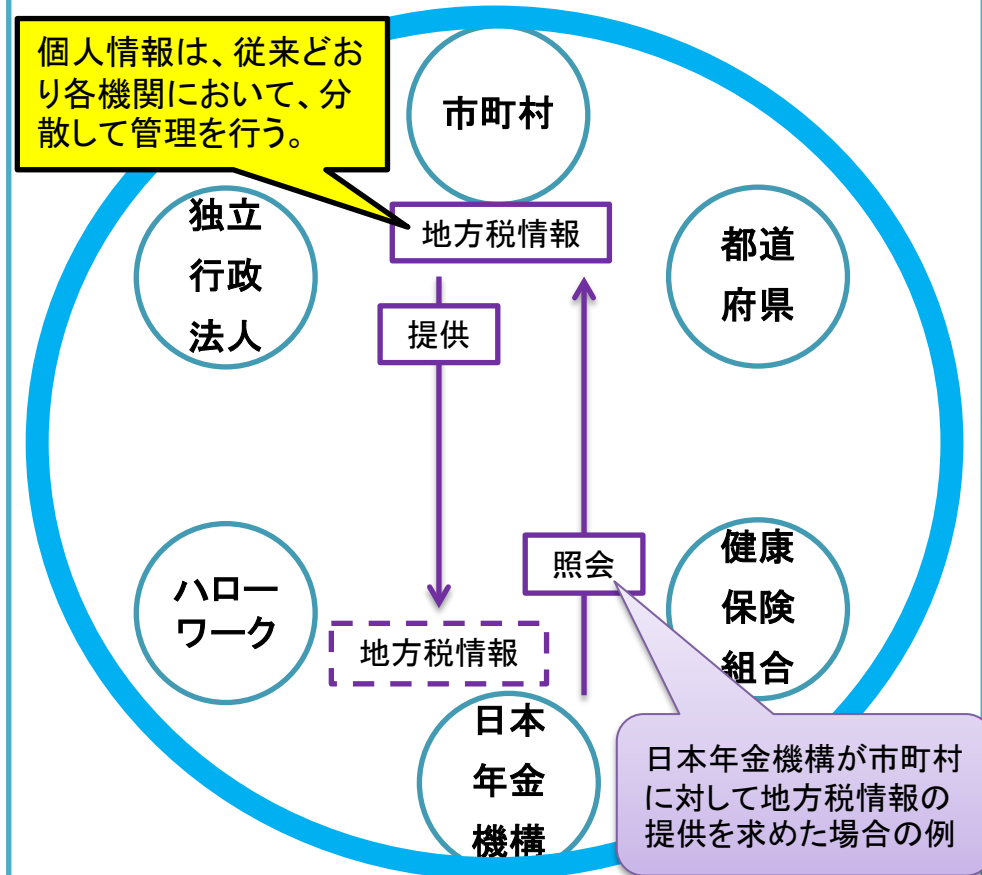
○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理






個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理



個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案) 裏面(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案)</p> <p>○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務</p>
3 有効期間	<p>○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年</p>	<p>○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで</p>	<p>○なし</p>
4 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月

発行

住基カードを発行

(住基カードは発行しない)

個人番号カードを発行

利用

【住民基本台帳カード取得】

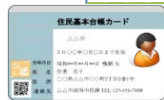
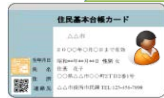
取得から10年間有効

28年1月以降も有効

個人番号カードを取得
時点から廃止

【個人番号カード取得】

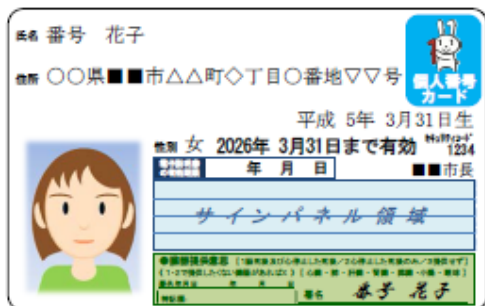
有効期間まで有効



個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成

電子
証明書

を格納
する。

公的個人
認証AP

電子
証明書

ICチップ
空き領域

券面事項確認
AP

券面事項入力
補助AP

住基AP

プラットフォーム

市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請
いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を
とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面 または 電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

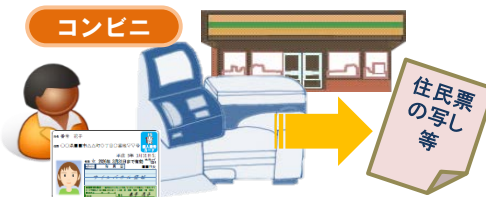
付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化



コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、約100市町村(国民の約2割)が利用でき
る。アンケート調査によると、今後、約800弱の
市町村が導入予定(国民の約8割)。

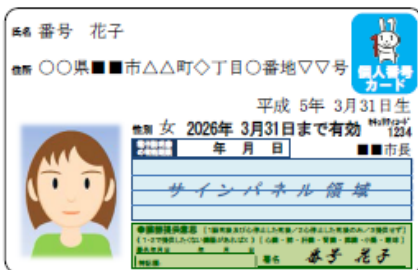
- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ または 電子
証明書

「コンビニ交付サービス」の導入について①

1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）

表面(案)



裏面(案)



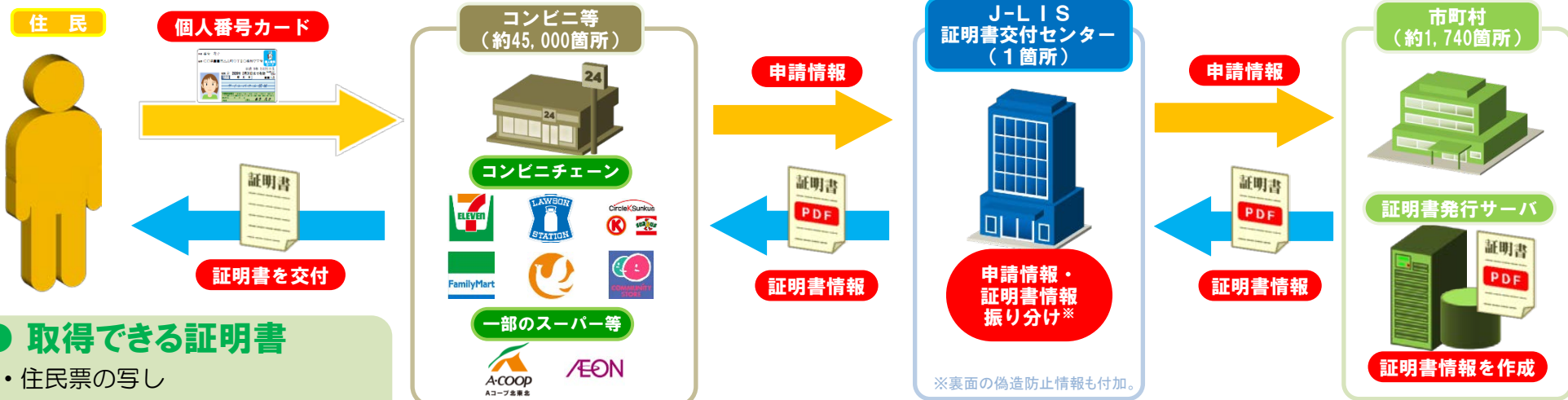
◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

- ① 個人番号の証明書
- ② 本人確認の証明書
- ③ 市町村や国などの各種サービスのカード
- ④ 行政手続のオンライン申請
- ⑤ 民間のオンライン取引・口座開設
- ⑥ コンビニ等で各種証明書を取得

➡ 相当数の住民が取得するものと見込まれる。

2 コンビニ交付サービスのイメージ



● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

いつでも 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日※も対応。

※12/29~1/3を除く。

どこでも 全国の約45,000店舗で交付を受けられる。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

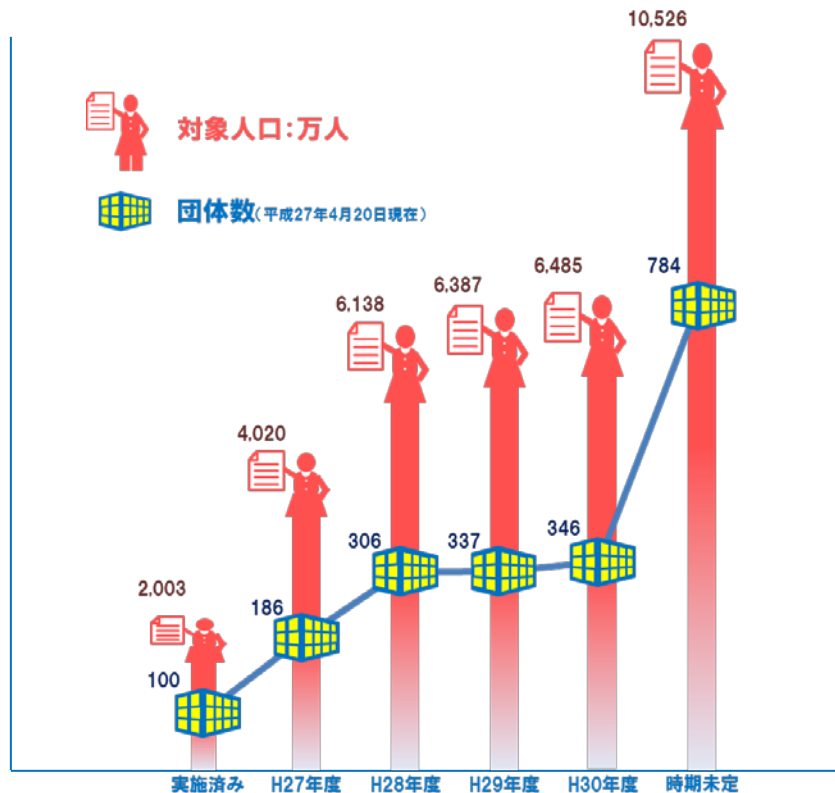
「コンビニ交付サービス」の導入について②

3 導入予定団体

■ 個人番号カードの導入を契機に、多くの市町村がコンビニ交付サービスの導入を予定。

約5割の団体がコンビニ交付サービスを導入予定。*

➡ その住民である約1億人（国民の約8割）がコンビニ交付サービスを楽しむことができることとなる見込み。***



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
***平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

4 導入のための経費

■ コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円*。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、平成22年度～24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

2分の1、上限5,000万円の措置

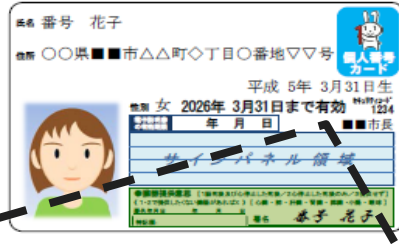
条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
 - ・町村100万円～指定都市（100万人以上）1,000万円
 - ・一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）123円

以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

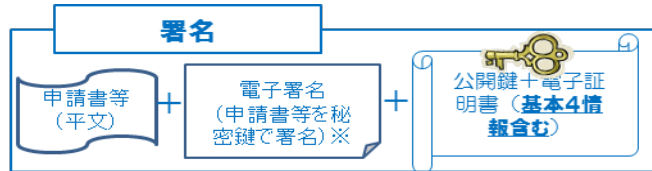
公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



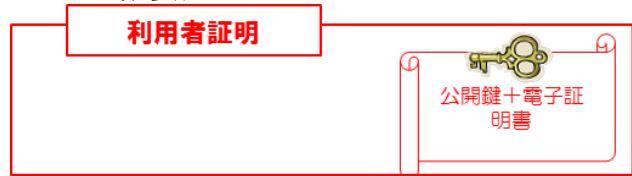
※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書(新規)

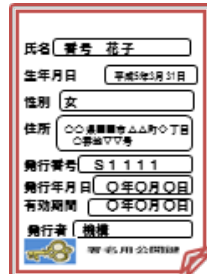
(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録



署名用秘密鍵

※カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み



利用者証明用秘密鍵

※カードの中の格納された領域から外に出ることがない

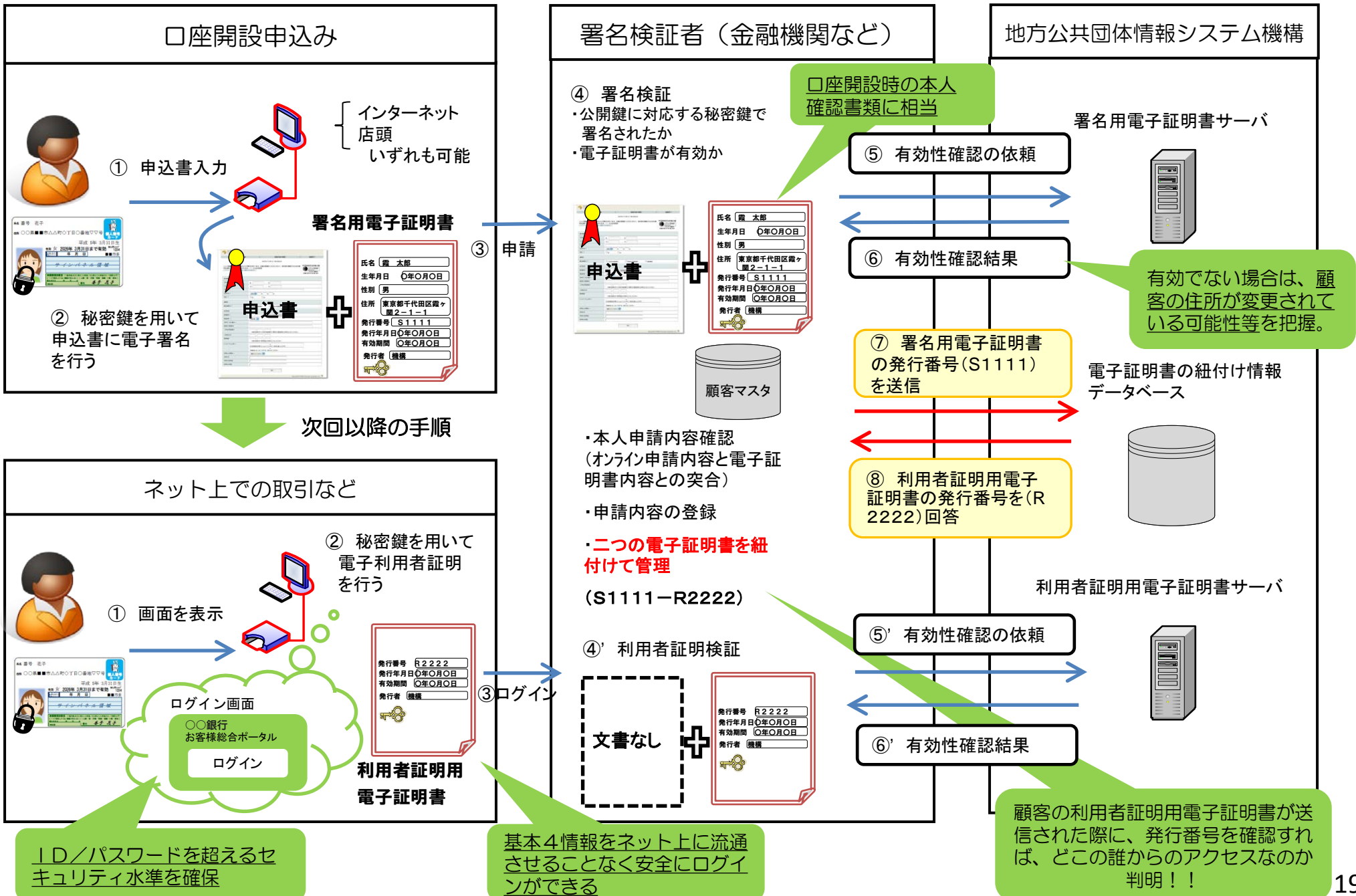
※秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の 民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

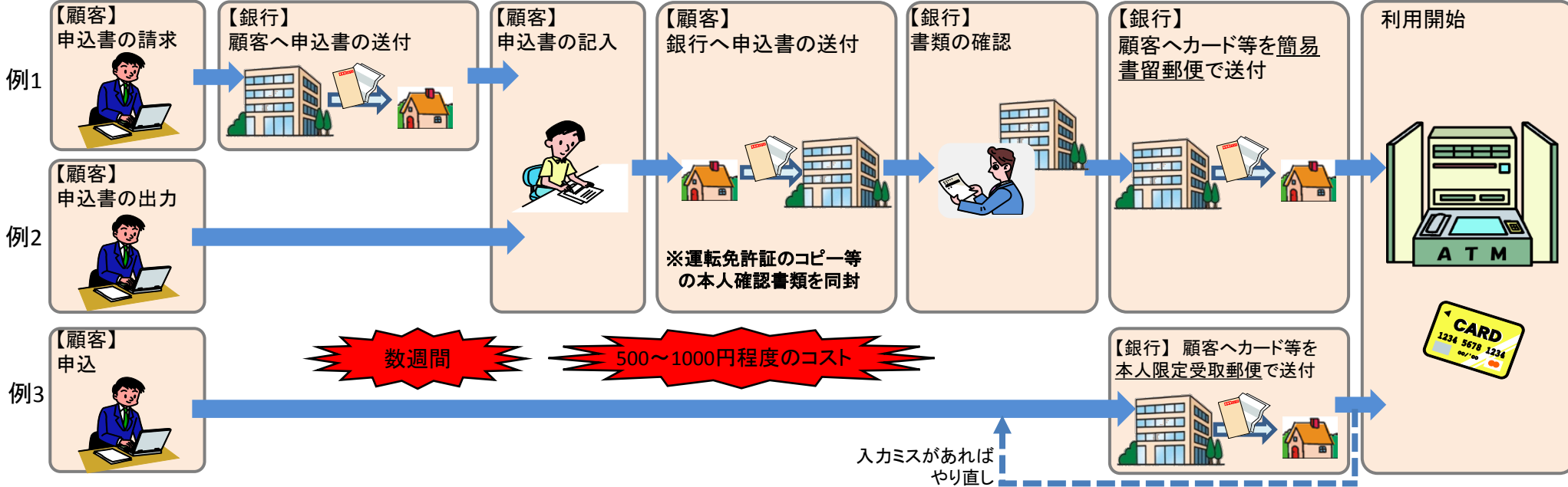
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

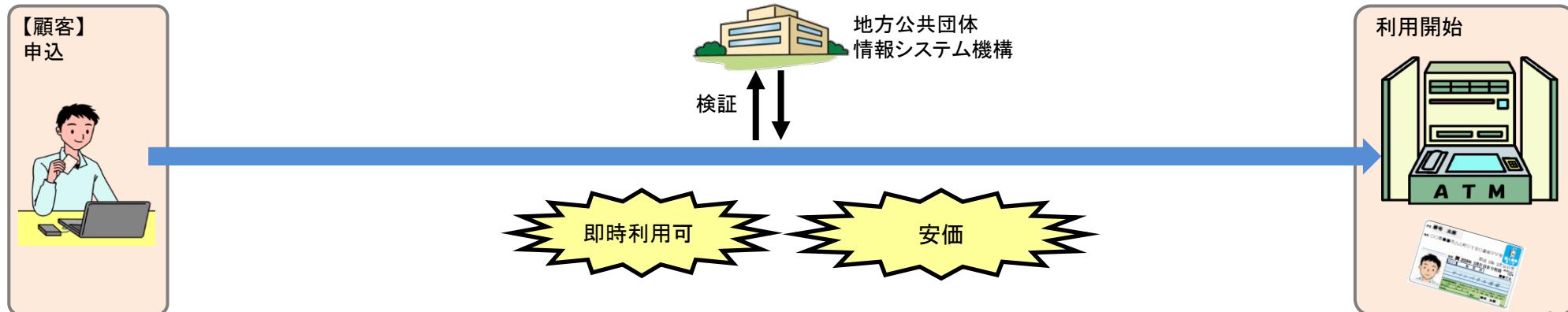
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

（例）一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

（例）一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認（オンライン）

異動あり

異動なし

失効情報
提供手数料

重点調査

本人に最新情報を
照会（オンライン等）

照会不要
大きな
コストカット

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービス利用によるメリット②

～顧客情報の「異動の契機」の把握～

オンライン手続で、電子署名を付した情報と電子証明書を受理

①電子署名が本人のものであり、②電子証明書が有効であることを確認

オンライン手続完了

→ 各民間事業者は、電子証明書の発行番号を確認し、顧客情報とともにデータベースで保存・管理

一定期間経過後
(電子証明書の有効期間内)

電子証明書の有効性確認

→①失効していない場合：異動していないことが確定

→②失効していた場合：各民間事業者は、顧客に最新のデータや電子証明書
の提出を求める

基本4情報(住所等)の変更、本人の失効届等により、電子証明書は失効

民間事業者が顧客情報を更新

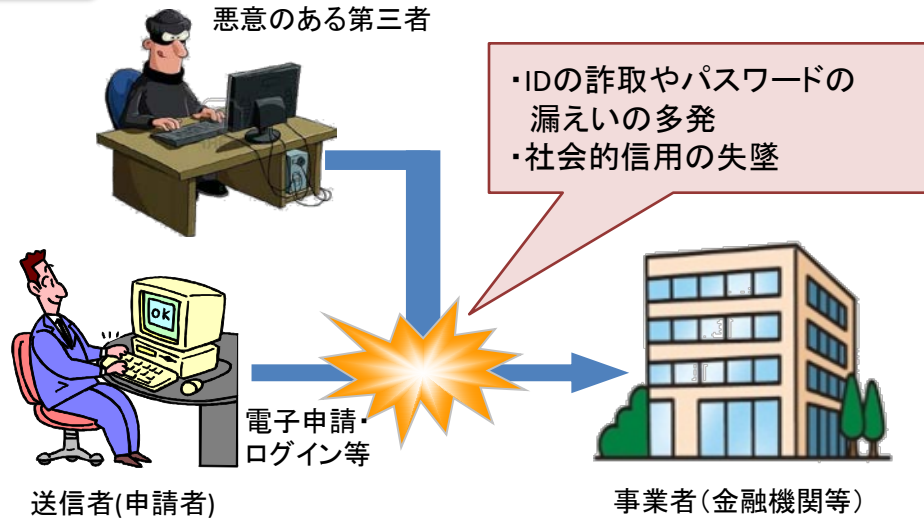
民間事業者は、事前に総務大臣の認定を取得

顧客は、4情報に異動がある時は事業者に届け出(顧客からあらかじめ電子証明書の利用許諾)

公的個人認証サービス利用によるメリット③

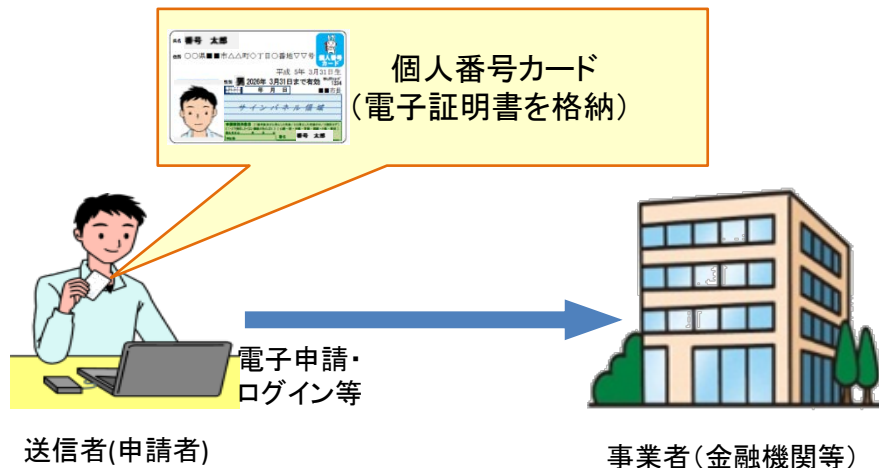
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,315件 被害額:約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

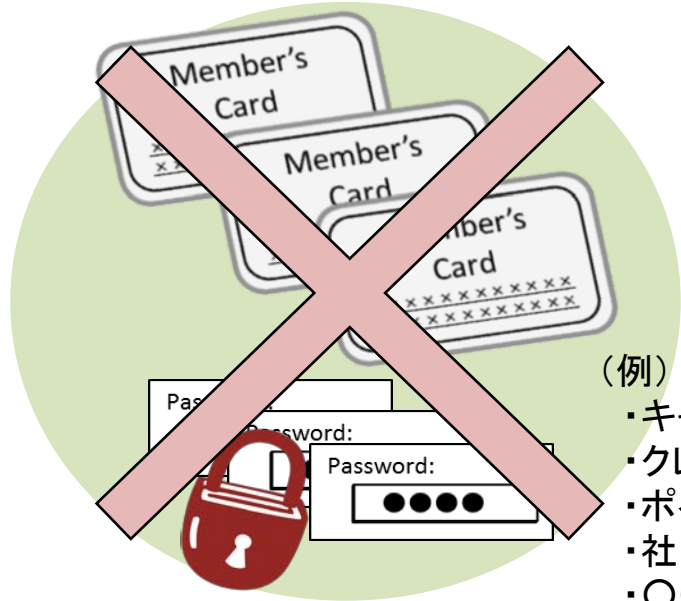
公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



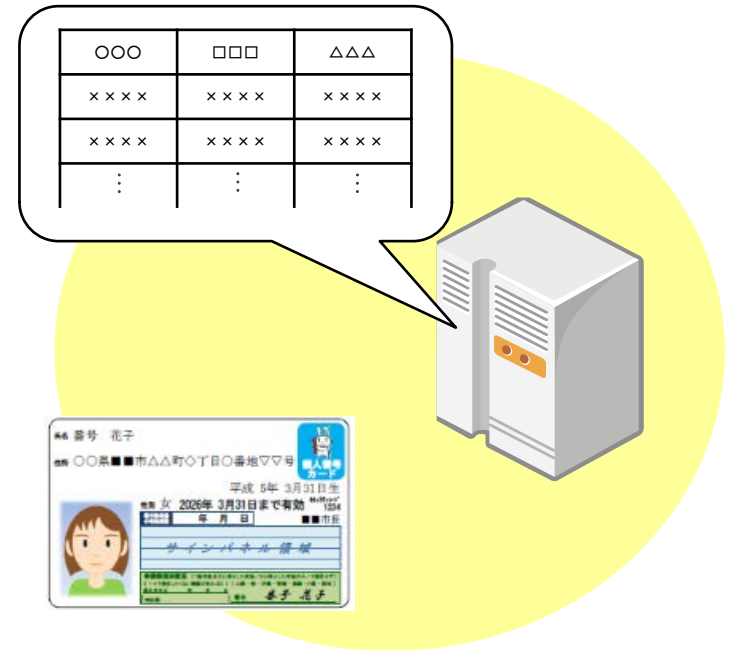
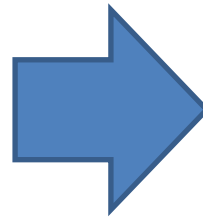
- ・個人番号カード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・個人番号カードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。
事業者(金融機関等)の負担も軽減。

公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～



- (例)
- ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・ポイントカード
 - ・社員証
 - ・〇〇資格証
 - ・〇〇免許証
 - ・保険証 など



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納された個人番号カードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。